

1 不利益処分する基準

次の要件のどちらかを満たす場合【火薬取締法】

- ① 第9条第1項若しくは第2項、第11条第2項、第14条第1項又は第27条の2の規定に違反し、災害を発生させ、又は公共の安全を害したとき。
- ② 第11条第1項、第13条、第18条、第19条第1項、第23条第2項、第29条第3項、第30条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項又は第38条の規定に違反したとき。
- ③ 第10条第1項、第12条第1項、第24条第1項又は第27条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。
- ④ 第15条の規定による完成検査を受けずに、火薬類の製造施設又は火薬庫を使用したとき。
- ⑤ 第36条第1項の規定による安定度試験を実施しなかったとき。
- ⑥ 第9条第3項、第11条第3項、第14条第2項、第28条第4項、第34条、第36条第2項若しくは次条第1項の命令又は同条第2項の禁止若しくは制限に違反したとき。
- ⑦ 第6条第2項から第4項までの規定に該当するに至ったとき。
- ⑧ 第48条第1項の条件に違反したとき。